

平成 30 年 9 月 14 日
企業会計基準委員会

改正実務対応報告第 18 号

「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」等の公表

公表にあたって

当委員会では、実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 18 号」という。）及び実務対応報告第 24 号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の見直しを検討してまいりました。

今般、平成 30 年 9 月 12 日開催の第 392 回企業会計基準委員会において、以下の実務対応報告（以下合わせて「本実務対応報告」という。）の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

- 改正実務対応報告第 18 号
「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「改正実務対応報告第 18 号」という。）
- 改正実務対応報告第 24 号
「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「改正実務対応報告第 24 号」という。）

本実務対応報告につきましては、平成 30 年 5 月 28 日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、当委員会に寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

本実務対応報告の概要

以下の概要は、本実務対応報告の内容を要約したものです。

■ 資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合の組替調整に関する取扱い

改正実務対応報告第 18 号では、在外子会社等において国際財務報告基準（IFRS）第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号「金融商品」」という。）を適用し、資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合に、連結決算手続上、当該資本性金融商品の売却損益相当額及び減損損失相当額を当期の損益として修正することとしている。

また、持分法適用関連会社において改正実務対応報告第 18 号に準じて処理を行う場合には、当該修正を行うこととなる。

（参考）修正項目の見直し

当委員会では、平成 18 年の実務対応報告第 18 号の公表から本実務対応報告の検討時点までの間に、新規に公表又は改正された IFRS 及び米国会計基準を対象¹に、修正項目として追加する項目の有無について、我が国の会計基準に共通する考え方と乖離するか否かの観点や実務上の実行可能性の観点に加えて、子会社における取引の発生可能性や子会社において発生する取引の連結財務諸表全体に与える重要性の観点等から検討を行いました。当該検討を行う際には、IFRS のエンドースメント手続の結果を参考にしました。

具体的には主に以下の会計基準の検討を行い、その結果、上記のとおり、IFRS 第 9 号「金融商品」における、資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合の組替調整を修正項目として追加しています。

（IFRS）

- (1) IFRS 第 9 号「金融商品」
- (2) IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」

（米国会計基準）

- (3) 米国会計基準会計基準更新書（以下「ASU」という。）第 2016-01 号「金融商品-総論（Subtopic 825-10）：金融資産及び金融負債の認識及び測定」
- (4) ASU 第 2014-09 号「顧客との契約から生じる収益（Topic 606）」
- (5) ASU 第 2016-13 号「金融商品-信用損失（Topic 326）：金融商品に係る信用損失の測定」

■ 適用時期等

改正実務対応報告第 18 号は、平成 31 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の期首

¹ IFRS 第 16 号「リース」、IFRS 第 17 号「保険契約」及び ASU 第 2016-02 号「リース」を除く。

から適用する。ただし、改正実務対応報告第 18 号の公表日以後最初に終了する連結会計年度及び四半期連結会計期間において早期適用することができる。さらに、平成 32 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の期首又は在外子会社等が初めて IFRS 第 9 号「金融商品」を適用する連結会計年度の翌連結会計年度の期首から適用することができる。

また、改正実務対応報告第 18 号の適用初年度においては、会計方針の変更による累積的影響額を当該適用初年度の期首時点の利益剰余金に計上することができるものとし、この場合、在外子会社等において IFRS 第 9 号「金融商品」を早期適用しているときには、遡及適用した場合の累積的影響額を算定する上で、在外子会社等において IFRS 第 9 号「金融商品」を早期適用した連結会計年度から改正実務対応報告第 18 号の適用初年度の前連結会計年度までの期間において資本性金融商品の減損会計の適用を行わず、改正実務対応報告第 18 号の適用初年度の期首時点で減損の判定を行うことができる。

なお、改正実務対応報告第 24 号においても、適用時期等について改正実務対応報告第 18 号と同様としている。

以 上